

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

|          |     |             |   |      |              |
|----------|-----|-------------|---|------|--------------|
| 管理<br>番号 | 228 | 重点募集<br>テーマ | × | 提案区分 | B 地方に対する規制緩和 |
|          |     |             |   | 提案分野 | 03_医療・福祉     |

提案事項(事項名)

介護保険の制度改革及び報酬改定に関連する告示、通知等の全文データの公開

提案団体

宮城県、北海道、岩手県、仙台市、石巻市、角田市、栗原市、大崎市、蔵王町、秋田県、山形県、福島県、神奈川県、新潟県、広島県、石巻地区広域行政事務組合

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護サービス事業者の指定基準に係る省令関係通知並びに介護報酬告示及び関係通知の全文データの公開、配布を求めるもの。

具体的な支障事例

介護保険法については、概ね3年に一度の制度改革時に、改正後の省令基準に係る解釈通知並びに介護報酬に係る告示及び留置事項通知等について提供されるが、新旧対照表のみ提供されており、改正後の全文を国HP等で参照することができない。改正後の全文についても厚生労働省HPに掲載する等、地方公共団体等が参照、活用しやすいデータ形式により公開、配布することを求めるもの。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

最新の告示・通知等の全体を把握することができず、規定の解釈等の確認が円滑にできない。市販の書籍の出版を待たざるを得ないが、発行元による編集等が加えられており、通知等の原文と一致していない場合もある。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

介護サービス事業者による通知等の確認が容易となり、適正な介護サービスの提供が可能となる。行政庁による介護サービス事業者への制度周知や指導に必要な資料データの作成に係る負担が軽減される。

根拠法令等

介護保険法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、盛岡市、花巻市、山形市、ひたちなか市、上尾市、佐倉市、東久留米市、横浜市、川崎市、新潟市、須坂市、富士市、名古屋市、西尾市、津市、堺市、兵庫県、宍粟市、島根県、高知県、大野城市、佐賀県、熊本市、別府市、伊佐市

#### ○【支障事例】

事業所からの問い合わせに対し、関連資料を検索するのに苦慮している。

#### 【解決策】

国の HP 等で介護保険法及び条文解釈等が検索できれば、行政及び事業所の事務の効率化に繋がると想定される。

○法規システムを利用しているが、改正情報が反映されるまで時間がかかるため、新旧対照表のほか全文についても公開していただきたい。

○本提案は、介護サービス事業所の事務の負担軽減が見込まれ、また、適正な介護サービスの提供につながる。

○3年に1度の介護報酬改定については、介護報酬改定に係る説明会や集団指導等で事業所・施設に周知を行っているが、新旧対照表での確認で資料作成を行っているため、非常に多くの時間を費やしている。

○インターネット上で全文を参照できないため市販の書籍に頼らざるを得ないが、施設・事業所等からの問い合わせがあった際、書籍を持っていない事業所等に対して回答根拠を示しづらい。また、インターネット上で全文を参照できないためテレワーク等の多様な働き方の支障にもなっている。

### 各府省からの第1次回答

厚生労働省関係の法令は原則として、新旧対照表により改正が行われているところであり、ご指摘の「介護サービス事業者の指定基準に係る省令関係通知並びに介護報酬告示及び関係通知」についても、報酬改定における改正事項が多岐にわたることを踏まえ、改定の内容を明確にする観点から、当該取扱いに準じて、新旧対照表において改正を行っているところである。加えて、改正事項に係る参考資料を作成することで、改正点について現場への周知に努めている。

その上で、ご提案のように「介護サービス事業者の指定基準に係る省令関係通知並びに介護報酬告示及び関係通知」に係る改正後全文を作成することは、改定後に現場に対して即時的に情報提供を行い、改正内容を素早く理解していただく必要性と、改正後全文を作成することによる公布時期の遅れとのバランスを考慮しつつ、慎重に検討する必要があると考えている。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今後検討を行うスケジュールを明示されたい。なお、総務省の税制改正時においては改正後全文の掲載があり、国土交通省においては主な告示・通達一覧が提供されているので、これらの例と同様の措置を講じられたい。

(例)総務省：税制改正

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/ichiran04.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html)

(例)国土交通省：告示・通達一覧

<https://www.mlit.go.jp/notice/index.html>

当該関係通知等は、地方自治体における事業者の指定・指導事務や事業者における介護報酬算定の法的根拠となるものであり、地方自治体による指定取消等の行政処分の際の処分理由にも関わるものである。不正請求事案の場合は消滅時効の観点から迅速かつ正確に告示及び関係通知を参照する必要があるとあり、全文データの活用が最も有効と考える。また、改正時に全文が作成されていないのであれば、当該通知等の各規定の整合性が取られているか等の確認ができず、法的解釈の誤りにつながる恐れがある。当該関係通知等の全文データが公開されないことは、地方自治体や事業者に対して非効率な事務、法的トラブルのリスク、書籍購入等の負担を強いるものであると考える。改正後全文は上記のことから地方自治体にとって必要なものであり、それを作成するために時間を要するとは考えられず、新旧対照表による改正と同時又は公布後速やかに全文データを公開することを改めて求める。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

#### 【熊本市】

公布時期の遅れはあってはならないが、公布後は速やかに改正後全文をインターネット等で公開すべきと考える。そのために、厚生労働省においても、作業スケジュールの前倒し等を検討いただきたい。

### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

#### 【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

## 各府省からの第2次回答

介護報酬改定については、各年度の予算編成過程を経て決定される改定率を踏まえて、各サービスの単位数を決定しており、「作業スケジュールの前倒し」は困難である。

また、第1次回答で回答しているとおり、介護報酬改定における改正事項は多岐にわたることを踏まえ、改定の内容を明確にする観点から、新旧対照表において改正を行っているところであるが、「介護サービス事業者の指定基準に係る省令関係通知並びに介護報酬告示及び関係通知」は、例えば令和6年度介護報酬改定においては、省令で17本、告示で41本、通知で53本の対応を行っており、「新旧対照表による改正と同時又は公布後速やかに全文データを公開する」には、こうした関係通知等の改正後全文を作成するための作業量を踏まえた現実的なスケジュールと、公布時期の遅れとのバランスを考慮する必要があると考えている。

現場の事務負担等の軽減に資する方策については、次の介護報酬改定に向けて、厚生労働省において改正後全文の作成に要する期間等を勘案しつつ、関係通知等の改正後全文の公開を含め、引き続き検討してまいりたい。

## 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

### 4【厚生労働省】

(56) 介護保険法(平9法123)

(ix) 介護報酬改定に関する通知等については、介護事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、次回以降の介護報酬改定に向けて、令和9年度介護報酬改定における改正後の通知等全文をホームページに公表する方向で検討し、令和8年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。